

(6) パブリックコメント（令和3年12月23日～令和4年1月24日）

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1 基本目標 I 重点目標 2		<p>ワーク・ライフ・バランスは、「住職近接」、「最低所得の大幅引き上げ」、「国民負担率の軽減」をしないと無理。 これらは、男女共同参画ではなく労働問題と課税・分配問題として扱うべきである。</p>	<p>最低所得の引き上げや、国民負担については、現在、国において議論がなされているところであり、今後の動きを注視する必要がありますが、ご意見のとおりワーク・ライフ・バランスを、こうした労働問題や社会保障問題として捉まえることは重要な視点です。 島根県の最上位計画である島根創生計画においては、県内産業を活性化し、それによって所得と雇用を増やし、そうして働きやすく子育てしやすい環境を整備し、県民が結婚、出産、子育てなど、自分らしく、希望するワーク・ライフ・バランスを叶えられる社会を目指しています。島根県は、住まいと職場が比較的近いことから、通勤・通学時間が短く（全国2位）、帰宅時間が早い（全国2位）という魅力があり、こうした魅力を活かして、県民の希望を叶える暮らしを実現するよう、部局連携して取り組んでまいります。</p>
2 基本目標 II 重点目標 3	取組53 (P50)	<p>女性・弱者がもっと活躍できる社会がこれから望まれると思います。 その為には女性（現在はまだ弱者？）の声が届きやすい環境にする必要があると思います。 市議会・県議会・国会までも女性の議員を増やす事、最低限の割合を条例・法制化すべきと思います。</p>	<p>平成30年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定められています。 そのため、県としてましては、法律の趣旨を踏まえ、公選による公職等としての活動に関心のある人材の育成等に向けて、女性の政治参画への参画の重要性、意義についての理解促進の取組が必要だと考えております。 については、ご意見を受けまして、下記のとおり取組を追加します。</p> <p>【追加】（P50） <u>取組53 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図るため、セミナーなどの開催による啓発を行います。（女性活躍推進課）</u></p>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3 基本目標Ⅱ 重点目標 4	取組60 (P51)	<p>現行の「公的広報の手引き」でも指摘しているように、公的広報と民間のプロモーションとは、その公共性に大きな違いがある。つまり、民間が行う広報やプロモーションについては営業の自由として保障されるべきであり、たとえば、女性アイドルグループや男子学生が主に登場するアニメを用いた民間のプロモーションなどを行政の手引きにより制限することはあってはならない。</p> <p>仮に「公的広報の手引き」の対象に民間も含める場合は、最低限、行政向けと民間向けとでその内容を別にする必要がある。具体的には男女共同参画社会基本法第16条に定められた「基本理念」の啓発の域に留めるべきであり、啓発にあたって行政による表現内容への介入とならないよう細心の注意が必要である。</p>	<p>島根県では平成16年3月に「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」を作成しましたが、作成から15年以上経過し、男女共同参画に関する社会情勢も大きく変化してきていることから、手引きの改訂を検討しています。</p> <p>手引きは、島根県が公的な機関として発信する言葉や表現において留意するものであり、企業、団体、県民の皆様の表現を強制するものではありません。企業、団体、県民の皆様が情報発信を行う際に、男女共同参画の視点から、どのような表現が問題なのか、そしてどう変えていけばよいのかについて考える手がかりとして、参考にさせていただければと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえて、改訂の際には県の作成の趣旨を記載するとともに、下記のとおり取組を修正しました。</p>
4 基本目標Ⅱ 重点目標 4	取組60 (P51)	<p>県が広報資料を作成、発行する際のガイドラインとして扱われている「公的広報の手引き」を県民、企業、団体にまで範囲を広げて啓発するのは違うのではないのでしょうか。</p> <p>公的の広報と民間のプロモーションは公共性に大きな違いがあることは現行の「公的広報の手引き」でも指摘されていますし、少なくとも民間が行う広報やプロモーションについては営業の自由として保障すべきで、行政の手引きにより制限することはあってはなりません。</p> <p>仮に啓発を行うにしても男女共同参画社会基本法第16条に定められた「基本理念」の啓発の域に留め、行政による表現内容への介入とならないよう細心の注意が必要です。</p>	<p>【修正後】(P51)</p> <p>取組60 <u>公的機関として、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うため、「公的広報の手引き」を改訂します。</u>また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。(女性活躍推進課、広聴広報課)</p>
5 基本目標Ⅱ 重点目標 4	取組60 (P51)	<p>むやみやたらな差別は確かに良くないと思いますが、差別をなくす名のもとに行政によるむやみやたらな表現の制限はあってはならないと思います。何でもかんでも公権力が介入すると表現が萎縮するのではないのでしょうか。現にTVも過度な表現規制により見ない人が多いのではないのでしょうか。</p> <p>よって、現行案による表現の制限には反対します。</p>	
6 基本目標Ⅱ 重点目標 4	取組60 (P51)	<p>メディアにおける女性や子どもの人権への配慮や公的手引きを用いた民間への啓発について、「配慮するように指導」はもとより「民間への啓発」というのは、憲法で完全に禁止された『検閲』です。そもそも、メディアや創作物を取り締まっても女性の人権は向上しない。</p>	
7 基本目標Ⅲ 重点目標 9		<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツは一旦全面的に見直してください。日本のリプロダクティブ・ヘルス／ライツは特定の思想によっている。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。</p> <p>心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要なことです。また、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があることから、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も必要であると考えています。</p>

基本目標 重点目標	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
8基本目標Ⅲ 重点目標10		最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、感染防止対策の範囲内での営業を行う者に対する中傷対策については、行政が、いわゆる「自警行為」の自粛を強かに求めるしかない。	<p>県におきましては、県民の皆様に対しまして、下記のことをお願いしています。</p> <p>(1) 感染した方やその関係者などに対するインターネットやSNS上などでの誹謗中傷やうわさ話などを厳に慎んでいただくこと</p> <p>(2) 県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとっていただくこと</p> <p>(3) ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方々に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと</p> <p>県におきましては、新型コロナウイルス感染症にに関連した人権侵害が行われないよう、引き続き啓発を行ってまいります。</p>